

## 三条市とヤマト運輸株式会社との地方創生に関する包括連携協定書

める必要があるときは、甲乙が協議して定めるものとする。

三条市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり地方創生に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な相互連携及び協働による活動を推進することにより、地域社会の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上、地方創生の実現に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「本連携事項」という。）について連携する。

- (1) 安全及び安心な地域づくりに関すること。
- (2) 広報及び魅力発信に関すること。
- (3) 産業振興に関すること。
- (4) 防災及び災害対応に関すること。
- (5) 地域及び福祉に関すること。
- (6) 地域の人材育成に関すること。
- (7) その他地方創生の実現に資すること。

### （連携事項の実施）

第3条 本連携事項の実施については、甲と乙は必要に応じて協議を行い、具体的な取組内容を定め、実施するものとする。

2 乙は、本連携事項の一部を第三者に再委託することができる。なお、乙は再委託先の行為について自らが本連携事項を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

### （秘密保持）

第4条 甲と乙は、本協定に関して相手方から知り得た秘密事項について、本連携事項の履行に必要な範囲を超えて第三者に開示してはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に定めがある場合は、この限りではない。

### （協定の変更）

第5条 甲又は乙が本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、更に1年間継続されるものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

令和4年12月16日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号  
三条市  
代表者 三条市長

滝沢亮

乙 新潟県新潟市西区山田2307番地133  
ヤマト運輸株式会社  
代表者 ヤマト運輸株式会社新潟主管支店長

藤岡昌樹